

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和2年（2021年）3月17日付平31下土第115-4号）で行った公文書の非開示決定を取り消し、本件審査請求の対象となった公文書について、非開示項目を再検討した上で、部分開示決定すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和2年3月6日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「以下の2件の業務の電子納品されたCD-RもしくはDVD-Rを一式 ・木屋川ダム木屋川治水ダム建設事業 基本設計会議資料（ダムサイト・ダム形式）作成業務委託 第六工区 ・木屋川ダム木屋川治水ダム建設事業再開ダム本体概略設計業務委託 第二工区」との開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、令和2年3月17日付け平31下土第115-4号で本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）の非開示決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年3月31日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

「令和2年3月17日付け平31下土第115-4号の処分を取り消す」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

4 実施機関の理由再説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の主張要旨

1 実施機関の理由説明

(省略)

2 実施機関の理由再説明

(省略)

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、ダム事業に係る県と国との機関に係る情報で、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例について

(1) 条例第11条第5号について

条例第11条は、実施機関は、第5号に規定する「県の機関（県が設立した地方独立行政法人を含む。以下同じ。）又は国等の機関（県の機関を除く。以下同じ。）の事務又は事業に係る意思形成の過程において行われる県の機関の内部若しくは相互間又は県の機関と国等の機関との間における審議、調査、研究、協議等に関する情報であって、公開することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」は開示しないことができるとしている。

これは、県の機関又は国等の機関の事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれのある情報を非開示とすることを定めたものであり、例えば、行政内部で審議中の案件又は内容の正確性の確認を終了していない資料等で、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがある情報、調査若しくは研究の結果又は統一的に公にする必要のある計画、検討案等で、公開することにより、請求者等の特定のものに不当な利益又は不利益を与えるおそれがある情報、行政内部の会議、意見交換の記録等で、公開することにより、行政内部の自由な意見又は情報の交換が妨げられるおそれがある情報等が該当するとされている。

また、「意思形成の過程」とは、特定の事務又は事業における個々の決定手続等が終了するまでの過程のほか、当該事務又は事業が複数の決定手続を要する場合には、当該事案に係る全体としての最終的な意思決定が終了するまでの過程をいい、さらに、本号は、県の機関に限らず、国等の機関の事務又は事業も対象としていることから、県としての意思決定は終了していても、当該事務又は事業に係る国等の最終的な意思決定が得られていない場合は、意思形成過程に当たるとされている。なお、「著しい支障が生ずるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「支障」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程

度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

(2) 条例第12条について

本条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に区分することができるときは、その部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない」としている。

これは、請求があった公文書の一部に非開示事項がある場合であっても、当該情報を容易に区分することができるときは、当該公文書の全体の開示をしないのではなく非開示事項を分離し、その残りの部分の開示をしなければならないことを定めたものであり、「容易に区分することができる」とは、区分することが、公文書の中の非開示事項が存在している状態、部分開示をするための複写物を作成する時間、経費等から判断して、容易に可能であるときをいうとされている。

さらに、条例が原則公開を基本理念とすることを踏まえ、非開示決定は、当該公文書に記録されている情報から、条例第11条各号のいずれかに該当する情報を除いた部分に有意の情報が記録されていない場合に限るべきであり、例えば、残りの部分に記録されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる等、開示しても意味がないと認められる場合に限るべきである。

3 本件処分について

(1) 条例第11条第5号該当性について

本件公文書について、実施機関の主張するように「用地買収の範囲が特定される可能性がある情報」などは、公開することで、県民等に無用の混乱を与える恐れがある情報であり、条例第11条第5号の意思形成過程に当たるとする実施機関の説明は当審査会としても理解できるところではある。

一方で実施機関は、『本件公文書におけるすべての情報が、条例第11条第5号に該当すると考えているわけではなく』と、実施機関自ら本件公文書のすべての情報が条例第11条第5号に該当しないことを認めている。

よって、審査会としても、本件公文書のすべての情報が、条例第11条第5号に該当すると判断することはできない。

(2) 条例第12条の該当性について

条例第12条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に区分することができるときは、その部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない。」と規定している。

同条における「容易に区分することができる」とは、区分することが、公文書の中の非開示事項が存在している状態、部分開示のための複写物を作成する時間、経費等

から判断して、容易に可能であるときをいう。

この「容易に区分して除くことができるとき」に該当するか否かについては、あくまで技術的な観点から客観的に判断すべきである。

とりわけ、本件請求のように大量の文書を対象とした公開請求がある場合、当該文書に大量の不開示情報が含まれるために、不開示情報とそれ以外とを分離することが技術的に容易であっても、作業に多大な時間と労力を要する場合は容易に想定し得る。ただし、これらは実施機関の事務処理体制といった事情に大きく左右されるものであることから、公開のために時間を要する理由となりうることはあっても、大量の文書であることだけをもって「容易に区分して除くことができるとき」に該当しないととして、全体を非開示とした実施機関の決定は妥当ではないと言わざるを得ない。

ここで、実施機関の「その判断に当たり、本件公文書のすべての情報について開示非開示の判断を行うことを求められているものではない。」との主張について検討する。条例第12条の規定に基づき、公文書の部分開示を行うに当たっては、条例が原則公開を基本理念とすることを踏まえ、部分を容易に区分することができるときは、その部分を除いて当該公文書を開示すべきであり、さらに、非開示決定は、当該公文書に記録されている情報から、条例第11条各号のいずれかに該当する情報を除いた部分に無意味な文字、数字等の羅列となる等、開示しても意味がないと認められる場合に限るべきである。これらのことからすると、「その判断に当たり、本件公文書のすべての情報について開示非開示の判断を行うことを求められているものではない。」との実施機関の主張は、採用することはできない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 その他

審査請求人が「理由の提示の要件を欠くこと」及び「処分庁内で審査請求の審理手続きがとまっていたこと」について意見を述べているので、審査会として実施機関に対し、以下のとおり、意見を付しておく。

まず、「理由の提示の要件を欠くこと」について、本件処分の通知及び審査請求手続きにおける弁明書について、確認したところ、実施機関は『今後の事業計画に係る情報であり、全ての「著しい支障」を想定することは困難』といったように具体的な非開示理由の説明を放棄しているような表現が認められた。非開示決定又は部分開示決定をした場合、その処分通知及び審査請求手続きにおける弁明書において、実施機関は、いかなる法規を適用して処分がなされたかに加え、いかなる事実関係について、いかなる審査基準を適用したかも、その記載から了知しうる程度に記載すべきである。よって、実施機関は、処分通知等において、非開示事項のいずれに該当するかだけでなく、公文書の開示をすることができない箇所とそれぞれの理由をできる限り具体的かつ明確に記載しなければならない。

次に、「処分庁内で審査請求の審理手続きがとまっていたこと」について、本案件は、審査請求日からおよそ21か月後に審査会に諮問されている。これは、山口県不

服申立て事務処理要領に定める標準審理期間を大幅に超過しており、また超過理由についても特段考慮すべきような事情は見受けられない。標準審理期間を超過した場合の罰則こそないものの、条例第4条に「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める者の権利を最大限に尊重しなければならない」と規定されているとおり、実施機関は、審査請求を受理した際には、迅速に諮問するように努めるべきである。

なお、審査請求人は、これら以外にも実施機関の対応等について、審査請求書及び意見書で種々述べているが、審査会は、条例に基づく実施機関の決定について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

第7 審査会の審査経過等

別表1のとおり

別表 1

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和4年11月29日	事案の審議を行った。
令和5年1月24日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和5年1月24日現在)